

2026年度住宅用地球温暖化対策設備設置補助金**Q&A【交付申請時】****【注意事項】**

本リストは、これまでによくご質問いただいた内容について記載しています。

問い合わせされる前に一度内容をご確認ください。

なお、記載内容は随時更新いたします。

～補助メニュー編～

Q1	太陽光発電設備単体の補助制度はありますか。	A1	一宮市では、太陽光発電設備単独での補助制度は実施していません。 太陽光発電設備について補助を受けられたい場合、太陽光発電設備に加えて定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電システム）及び家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、若しくは電気自動車等充給電設備（V 2 H）及びH E M Sを同時設置する必要があります。
Q2	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）又はG X志向型住宅（G X Z E H水準）の補助メニューにて申請する場合、H E M Sの導入は必須でしょうか。	A2	必須です。 補助要件については、「2026年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱」別表第1をご確認ください。
Q3	Z E Hにて交付申請を検討しておりますが、蓄電システム等の他補助メニューとの併用は可能でしょうか。	A3	併用不可です。
Q4	新築住宅にて太陽光発電システム及び蓄電システム、H E M Sを導入する予定ですが、一宮市におけるZ E Hの補助要件を満たしていません。「太陽光一体型A」にて申請を行うことは可能でしょうか。	A4	「太陽光一体型A」では申請いただけません。 住宅の区分が「新築」である場合、「Z E H」と「G X Z E H水準」のいずれかのみ申請可能です。

<p>Q1</p>	<p>2世帯住宅（建物内部がつながっておらず、玄関も別々）に、住宅所有者が父親で住宅内の別世帯の息子が補助対象設備を設置する場合、息子が補助申請をすることは可能でしょうか。</p>	<p>A1</p>	<p>住宅所有者である父親から当該補助事業に申請することに同意を得ている場合は、申請いただけます。 承諾書（様式第3）を交付申請書に添付のうえ提出してください。</p>
<p>Q2</p>	<p>今回燃料電池システムの交換を検討しております。下記のケースでも、補助金を受けられるのでしょうか。 <ケース1>：夫と妻の連名での契約 住宅所有者：夫と妻 2024年度までの燃料電池システム補助金の交付の有無：有（交付対象者：夫） <ケース2>：妻単独での契約 住宅所有者：夫のみ 2024年度までの燃料電池システム補助金の交付の有無：有（交付対象者：夫） <ケース3>：夫単独での契約 住宅所有者：夫のみ 2024年度までの燃料電池システム補助金の交付の有無：有（交付対象者：夫）</p>	<p>A2</p>	<p><ケース1> 妻にあたる方であれば申請可能です。 この場合、申請者（妻）以外に住宅所有者がいる場合に該当しますので、夫にあたる方から補助金の申請に対して承諾を得たうえで、承諾書（様式第3）を添付のうえ交付申請を行ってください。 <ケース2> 工事請負契約の注文者にあたる方（妻）であれば申請可能です。 この場合、<ケース1>と同様に住宅所有者より補助金の申請に対して承諾を得たうえで申請を行ってください。 <ケース3> 過去に燃料電池システムで補助金を受けているため、補助対象外となります。</p>

～提出方法編～

<p>Q1</p>	<p>交付申請書類は電子メールで提出できますか。</p>	<p>A1</p>	<p>電子メールではご提出いただけません。 下記の受付窓口※まで持参又は郵送※2にてご提出ください （「あいち電子申請・届出システム」における電子申請でも受付を行っております）。 〒491-0201 一宮市奥町字六丁目山52番地 環境センター北館1階 一宮市環境部環境政策課 ※本庁舎や出張所等では申請を受付できません。</p>
<p>Q2</p>	<p>交付申請書類は、交付申請者本人以外が代わりに提出しても問題ありませんか。その場合、委任状は必要でしょうか。</p>	<p>A2</p>	<p>交付申請書類は申請者本人以外の代理の方（同居の親族や販売店）がお届けいただいても構いません。お届けいただく際には委任状は不要です。</p>
<p>Q3</p>	<p>「あいち電子申請・届出システム」にて交付申請を行う場合、交付申請者本人に代わって販売店等が代行して申請を行うことはできないのでしょうか。</p>	<p>A3</p>	<p>可能です。 「あいち電子申請・届出システム」にて交付申請を行う場合、申請内容について確認を行う場合にフォームを通じて連絡させていただきます。申請を代行される方にてGrafferアカウントを登録のうえ、申請を行ってください。</p>

<p>Q1</p>	<p>交付申請書の提出期限が、既存住宅の場合は着工予定日の2週間前まで、新築住宅の場合は住宅引渡し予定日の2週間前までとウェブページに記載されていますが、この期限を過ぎた場合は交付申請を行うことができないのでしょうか。</p>	<p>A1</p>	<p>予定日の2週間前にあたる日を過ぎた後でも交付申請を受付けます。 但し、審査に時間を要するため、着工もしくは住宅引渡し前までに交付決定がされず、補助対象外となる場合があります。</p>
<p>Q2</p>	<p>既存の住宅への補助対象設備の設置に係る契約を2026年4月1日以前に締結しているのですが、まだ設置工事には着手しておりませんが、この場合、交付申請しても問題ありませんか。</p>	<p>A2</p>	<p>交付申請可能です。 着工予定日の2週間前までに交付申請書類を環境政策課までご提出ください。 但し、住宅の建築日が工事請負契約締結日から1年を経過していない場合は補助対象外となります。</p>
<p>Q3</p>	<p>2027年3月1日以降に補助対象設備の設置工事に着手する場合や、住宅の引渡しが行われる場合は補助対象となりますか。</p>	<p>A3</p>	<p>2027年2月26日（金）までに工事完了又は住宅引渡し後の実績報告を行わない場合は補助対象外です。 工事完了又は住宅引渡し後の実績報告を2027年2月26日（金）までに行った場合のみ、補助対象となります。</p>
<p>Q4</p>	<p>太陽光発電システムを含む補助金の交付申請を検討しておりますが、着工前に「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定が下りる見込みです。この場合、既存住宅の場合は着工予定日の2週間前まで、新築住宅の場合は住宅引渡しの2週間前までに交付申請する形で問題ないでしょうか。 (例) 工事請負契約締結日：2026年8月3日 再生可能エネルギー発電事業計画申請日：2026年9月24日 再生可能エネルギー発電事業計画認定日：2026年10月19日 補助金の交付申請日：2026年10月23日 補助金の交付決定日：2026年11月6日 太陽光発電システム設置工事着手予定日：2026年12月10日</p>	<p>A4</p>	<p>着工前に「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定がされる場合でも、着工予定日の2週間前までであれば交付申請を受付けます。</p>

～他補助制度編～

<p>Q1</p>	<p>国の補助金（みらいエコ住宅2026事業等）と併用しての申請は可能でしょうか。</p>	<p>A1</p>	<p>一宮市では、他補助事業との併用の可否について制限を設けておりません。他補助事業が地方公共団体における補助事業との併用に対し制限を設けられていないか、申請前に必ずご確認ください。</p>
-----------	---	-----------	---

<p>Q1</p>	<p>業者代行により交付申請を行う場合、交付申請書（様式第1）や承諾書（様式第3）の申請者氏名や住所等は申請者もしくは承諾者本人による自筆でなければなりませんか。</p>	<p>A1</p>	<p>自筆でなくても問題ありません。PC入力でご記入ください。</p>
<p>Q2</p>	<p>押印が必要な交付申請書類はありますか。</p>	<p>A2</p>	<p>押印が必要な交付申請書類はございません。但し、交付申請書（様式第1）や計画書（様式第2）、承諾書（様式第3）における申請者氏名及び住所に誤りがある場合は下記①～③の手順で修正してください。印は申請者本人の印に限ります。 ①申請者氏名の横に押印 ②訂正箇所を二重線で消し、訂正する ③捨印（もしくは訂正印）を押す</p>
<p>Q3</p>	<p>契約書等の添付書類を写真で提出してもよいでしょうか。</p>	<p>A3</p>	<p>以下の書類については画像での提出は認められません。その他の書類については画像でも提出いただけます。 ・交付申請書（様式第1） ・計画書（様式第2） ・承諾書（様式第3）</p>
<p>Q4</p>	<p>補助対象設備を設置する住宅の所在地を示した地図は、広告配信事業者の地図情報サービス（Google Map等）のもので問題ないでしょうか。</p>	<p>A4</p>	<p>地図情報サービスの地図でもご提出いただけますが、所在地が明確に判別できる画像等でご提出ください。</p>
<p>Q5</p>	<p>交付申請提出時で屋根面写真を提出できない場合はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>A5</p>	<p>実績報告時にパネル設置前の屋根面写真を速やかにご提出ください。ご提出がない場合は補助対象外となります。</p>
<p>Q6</p>	<p>補助対象設備の設置予定場所を写した写真の撮影日は手書きでも問題ないでしょうか。</p>	<p>A6</p>	<p>問題ございません。</p>
<p>Q7</p>	<p>承諾書（様式第3）はどのような場合に提出が必要となるのでしょうか。</p>	<p>A7</p>	<p>申請者以外に住宅所有者がいる場合に必要となります。具体例は以下のとおりです。 <ケース1> 住宅所有者：世帯主のみ 契約者：世帯主の同居人 申請者：世帯主の同居人（同一世帯の配偶者など） <ケース2> 住宅所有者：世帯主＋世帯主の配偶者 契約者：世帯主＋世帯主の配偶者 申請者：世帯主</p>